教育課からのお知らせ

大学進学等奨学生の追加募集について

串本町では、「串本町大学進学等奨学金貸与規則」に基づき、大学・専門学校等に進学後、奨学金の貸与（無利子）を希望される方を対象に、次のとおり奨学生を追加募集します。※現在、大学等に在学中でも申込み可能です。

■募集期間

令和６年１月９日（火）～１月２６日（金）

■貸与期間

令和６年４月分より、当該学校の最短の終業年限の終期まで

■貸与条件

①大学・短期大学、専門学校およびそれらに相当すると認められる学校等に在籍する方

②学生の扶養者が串本町に住所を有し、経済的理由により修学が困難と認められる方

③４人家族の世帯を基準とし、**その合計所得金額【※令和４年中】が４２０万円以下であること**（世帯の構成員が１人増えるごとに５０万円を加算）

＜参考＞国税庁ホームページより

令和２年分以降

※給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

給与等の収入金額 （給与所得の源泉徴収票の支払金額）	給与所得控除額
1,625,000 円まで	550,000 円
1,625,001 円から 1,800,000 円まで	収入金額× 40% － 100,000 円
1,800,001 円から 3,600,000 円まで	収入金額× 30% ＋　80,000 円
3,600,001 円から 6,600,000 円まで	収入金額× 20% ＋ 440,000 円

（例）　年間の収入金額が３００万円の場合、「３００万円×３０％＋８万円」が控除され、所得金額は２０２万円となります。

■奨学金の額

○月額　　４０,０００円（毎月振込み）

○入学奨励金　１００,０００円

（入学準備金として最初の振込み時１回限り）

■奨学生の決定

奨学生の決定は、奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定し、本人に通知します。（２月下旬予定）

■提出書類

①奨学生願書

②同意書

※町外に住所を有する配偶者がいる場合は、課税証明書を添付してください。

③学校長の推薦書

※現在、すでに大学等在学中の場合は、在学校において推薦書をもらうようにしてください。

◎必要書類は、教育課（役場２階）にてお渡しします。お問い合わせいただければ、郵送します。

■返還

卒業後２０年以内に返還（無利子）

※給付ではなく貸与です。いわゆる教育ローンと同じで返済の義務があります。

※借用書には、保護者とは別に、生計を別にする連帯保証人１名が必要となります。（合わせて２名の連帯保証人が必要です）

◇提出・お問い合わせ先◇

〒６４９－３５９２

串本町サンゴ台６９０番地５

串本町教育委員会　教育課（串本町役場内）

TEL　０７３５－６７－７２６０

FAX　０７３５－６７－７３２６